

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市水とみどりの審議会				
事務局 (担当課)		水みどり環境課 電話042-769-8242(直通)				
開催日時		平成31年2月12日(火) 14時00分~16時45分				
開催場所		相模原市立環境情報センター2階 学習室				
出席者	委員	8人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	7人(環境共生部長、水みどり環境課長、他5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 次期「水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の基本方針について (2) 生物多様性に配慮した新条例の基本的な構成について 3 その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開会

2 議題

(1) 次期「水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の基本方針について事務局による説明の後、質疑応答を行った。

みどりの実態調査の結果について、緑被地の消失原因の割合は、全体的な面積に占める割合が分かるようにするなど、表現を工夫していただきたい。

見せ方を工夫し、分かりやすい表現としたい。

例えば太陽光パネルの設置による緑被地の減少は、「みどり」の観点からは悪い減少でも、環境全体で考えれば、悪いとは言えないケースもあり、市民に誤解を与えない工夫をしていただきたい。

緑被地の調査について、土地の所有者別に表現することはできるか。施策への展開を図るうえでは、市有地と私有地では考え方が変わってくる。

厳密に一筆ごとに識別することは困難であるが、一定程度の範囲であれば、官民の区別が分かるようにしていく。

緑被地の調査には、凡例として都市計画に関するものがあるが、図では見えにくく、表示する項目を簡素化するなどの工夫ができないか。

調査結果として必要な範囲を表示すると、どうしても見えにくくなってしまう部分もあるかと思うが、できるだけ配慮した図としたい。

市民が見ることを前提とした図の作成を心がけていただきたい。

生物相調査の結果は、公開するのか。

報告書としてまとめる予定であるが、希少種の情報も含まれることから、取扱いやオープンデータ等の公開の可否、方法について今後、検討する。

これまでも同様の調査を行っていなかったか。

希少種に限定した調査は実施したことがあるが、全種にわたって調査するのは初めてである。

目録等の作成は、どのように分類する予定か。

生物目録としてまとめる際は、生物の分類ごとにまとめ、汎用性を意識した目録とする予定である。

1 キロメッシュ(1 km²)での調査とあるが、鳥類などの移動範囲が大きいものの場合には、メッシュ幅を3 キロ(3 km²)にする等の工夫が必要ではないか。

例えば、1 キロメッシュで区別がつかない等の場合は、目の粗いメッシュを用

いて図の見せ方などを工夫する。

魚類は、相模川で人工的に放流しているケースもあり、生物相とは異なる結果となることもあるため、放流について報告の中で触れておいた方が良い。

絶滅したであろう動物などを考慮して、文献の出典元や記録の日付等が分かるようにした方が良い。

生物多様性に関する視点として、「知る」、「守る」、「使う」という表現は分かりやすく良いのだが、内容的な面で、人によって考え方が異なる。具体的にどのように「使う」のかなど、表現も考える必要がある。

まずは「知る」ことが大切であると認識している。

表現の仕方として、それぞれをまとめてサイクル(円)で表すなど、「知る」、「守る」、「使う」の関係性が分かるようにした方が良い。

基本方針の段階で生物多様性が全体に反映されるとのことだが、基本目標において生物多様性が取り出されている感じがする。

生物多様性が施策全体へ影響する、という概念的な部分は変わっていないが、表記が分かりにくいというご指摘については、他の会議でも同様の意見があり、見せ方を工夫する必要がある。

生物多様性を特出した施策としての必要性もあるので、表記は難しい。

例えば「生物多様性の推進」にするなどはどうか。

施策名称や具体的な内容については、今後検討を進めていく。

生物多様性のほか、「市民協働」についても、考え方によっては、施策全てが市民協働によると言えると思うが。

生物多様性と同様に「市民協働」の定義を明確に示していく必要がある。

「使う」といった観点で、例えば、有機栽培のように生物多様性に配慮した農業などは行っていないのか。

農政部門において無農薬栽培などを推奨している等の話は聞いたことがあるが、明確に「生物多様性に配慮した農業」という趣旨のものは確認していない。

生物目録に「偶蹄目」という記載があるが、最近、「クジラ偶蹄目」に変わっている。他にも目や科等の取扱いが変わるケースが考えられるが。

できるだけ反映していきたいところであるが、一定程度の時点で区切り、その時点で整理していきたい。

細かく言えば、「種名」は「和名」のことを指す。市の内部でも学芸員等による生物目録のチェック機能が必要になってくると考えられる。

事務局側だけでは、その正当性が判別できないこともあり、既に学芸員に協力をお願いしている。

生物多様性の「知る」部分について、市内の小学校から多様性に関する授業をやりたいといった相談を受けることがある。学校等で生物多様性について教える

場を増やすといいのではないか。

現状でも、まちかど講座に登録するほか、職員が直接、小学校に出向いて授業したケースはあるが、担当課と相談していきたい。

岐阜県の高山市では、生物多様性に関する子ども向けパンフレットが用意されている。市の予算等の関係もあると思うが、必ずしも印刷物を用意する必要はなく、ホームページにアップするだけでも良いのではないか。

ご指摘のとおり予算上の課題はあるが、ホームページへのアップ等は検討していきたい。

都市緑地法の改正により、公園の管理について追加する必要があると思うが、そのあたりの記載はあるか。

本市の公園の管理については、相模原市パークマネジメントプランに基づく管理方針を定めており、次期計画の策定に当たっても、パークマネジメントプランに基づく施策を追加する予定である。

(2) 生物多様性に配慮した新条例の基本的な構成について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

今回の新条例は、新規に制定するのか、いずれかの条例を改正するのか。

今回は、本審議会にて答申いただいた「緑化条例の改正」をベースとした全部改正を想定している。

今回の条例には罰則規定はないのか。

勧告、公表としており、厳しい罰則は定める予定はないが、抑止力としての意味合いでは、勧告、公表だけでも効果が見込めると考えている。

ホタルは、具体的に規制対象として明記する一方で、他の生物は規制の対象としなくてよいのか。

希少な生物の多くは、いわゆる「種の保存法」等の法律において規制、保護の対象としている。一方で、ホタル条例の対象であるゲンジボタルやヘイケボタルは、いわゆる世間的な希少種ではないものの、本市において特色のある生物として捉えているため、あえて明記している。

水辺環境という言葉は、川や水辺をイメージするので、ホタルに関する限定的な表現とするのであれば、「ホタルの生息地」等の表現とした方が良いのではないか。

現行のホタル条例の特色や表現を踏襲し、違和感なく新しい条例に移行するために、このような表現としている。本条例における限定的な表現でもあるため、水辺環境という言葉を生かしていきたい。

定義の部分で言えば、生物多様性の定義についても、表現に違和感がある。

生物多様性の定義は、条例の元である「生物多様性基本法」に記載された生物多様性の定義を引用しているが、今後の条文等を作り込んでいく中で、条例の内容に見合う適切な表現があれば、表現方法を工夫したい。

本審議会としては、条例の題名も含め、現行の構成をベースにして作業を継続していただきたい。

3 その他

事務局から、次回の会議日程等について説明した。

以 上

水とみどりの審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田淵 俊人	玉川大学農学部 教授	会長	出席
2	南 正人	麻布大学獣医学部 准教授		出席
3	吉永 龍起	北里大学海洋生命科学部 准教授		出席
4	鈴木 千景	公募委員		出席
5	秋永 真里子	特定非営利活動法人境川の斜面緑地を守る会 理事		出席
6	飯塚 裕美	特定非営利活動法人みどりのお医者さん		欠席
7	熊谷 達男	「小松・城北」里山をまもる会 副会長		出席
8	高橋 孝子	特定非営利活動法人相模原こもれび 理事長	副会長	出席
9	野口 恭夫	相模原商工会議所 3号議員 (東京ガス株式会社神奈川西支店 支店長)		出席